# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から40年3月まで

昭和39年の夏ごろ、A市町村役場の職員が自宅に来たので、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付したことを記憶している。

しかしながら、年金事務所の回答によると、申立期間の保険料が未納とされているので記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳及びA市町村保管の国民年金被保険者 名簿によると、申立人は、昭和39年6月9日付けで国民年金被保険者の資格 を取得していることが確認できるとともに、申立人が所持している国民年金保 険料領収証書及び国民年金被保険者台帳(特殊台帳)において、44年10月から45年3月までの期間の国民年金保険料は、第1回特例納付を利用して47年5月24日に納付されていることが確認できるところ、国民年金保険料の特 例納付は、先に経過した期間から順次保険料を納付するものとされていること を踏まえると、申立期間を残したまま申立期間より後の期間の保険料を納付し たとは考え難いことから、申立人が申立期間の保険料を、既に納付していたと 考えるのが自然である。

また、申立期間は10か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間において未納期間は無い。

さらに、申立期間当時、同居していた申立人の母親及び兄も、国民年金加入期間において国民年金保険料をすべて納付しており、申立人世帯の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から57年3月まで

夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、2年ほど経ってから夫婦で国民年金に加入することとし、昭和56年5月1日を資格取得日として、国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料については、納付書が送られてきたので、58年10月ごろに納付したが、夫は納付済みとなっているにもかかわらず、私が未納となっていることに納得できないので、記録の訂正を希望する。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間以降の国 民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高いことがうかがえ る。

また、当時、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、「申立期間の保険料については、一人分が約5万円、夫婦二人分で約10万円を納付した。」と供述しているところ、納付すべき保険料額は、一人分が4万9,500円(二人分で9万9,000円)であり、ほぼ一致している。

さらに、A市町村の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立期間における申立人の夫の国民年金保険料は、申立てどおり、昭和58年10月に納付されている上、申立期間後の申立人及びその夫の保険料は、すべて同一日に納付されていることが確認できることから、申立人の申立期間に係る保険料は、夫の保険料と一緒に納付されたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年3月まで

② 昭和50年1月から同年3月まで

社会保険事務所(当時)の回答によると、申立期間①については国民年金保険料が納付されていないことになっている上、申立期間②については免除期間とされている。

申立期間①及び②の国民年金保険料は、納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びA市町村保管の国民年金保険料検認一覧表によると、申立期間②を含む昭和49年度は申請免除期間と記録されていた形跡があるものの、当該免除期間のうち、申立期間②直前の昭和49年4月から同年12月までの期間については保険料が現年度納付されている記録が確認できる上、A市町村保管の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、昭和49年度の納付月数の欄に、4月から12月までの期間は納付済みであり、同年度の免除月数の欄に、1月から3月までの期間は免除である旨の記載が有るが、同年度の納付月数の欄には、すべての月の国民年金保険料が納付済みであることを示す「12」の印が重ねて押されていることが確認できることから、同年度の保険料の納付記録について、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

また、申立期間②は3か月と短期間であるとともに、申立期間②後の昭和50年度以降の保険料については現年度納付されていることを踏まえると、申立人は、申立期間②の保険料を現年度納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①について、前述の被保険者台帳(特殊台帳)及び被保険者 名簿によると、申立人は、昭和46年4月1日に国民年金被保険者の資格を喪 失していることが確認できるが、この時点において、申立人の夫は厚生年金保 険被保険者であることから、国民年金の任意適用者であり、同日に国民年金被 保険者の資格を喪失していることに不自然さは見られない。

また、申立人は、申立期間①当時の国民年金保険料の納付状況について具体的な記憶は無い上、前述の被保険者台帳(特殊台帳)によると、申立期間①直前の昭和43年10月から46年3月までの期間については、52年8月30日に国民年金保険料が追納されていることが確認できることから、当該期間は、当初、申請免除期間であったことを踏まえると、当該期間直後の申立期間①の保険料を納付していたものと認めるまでには至らない。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたこ とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

申立期間について、一緒に国民年金保険料を納付していた両親は納付済みとなっているのに、私だけが未納となっているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年\*月の20歳到達月から、厚生年金保険加入前の52年10月までの期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているとともに、同居の両親は、申立期間を含む国民年金被保険者期間において保険料をすべて納付していることから、申立人世帯の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、「同居の両親と一緒に国民年金保険料を納付していた。」と供述しているところ、A市町村保管の申立人及びその母親に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人の申立期間直前の昭和48年4月から同年12月までの期間及びその母親の同年4月から49年3月までの期間に係る国民年金保険料は、同年3月30日に検認されていることが確認できることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

# 和歌山厚生年金 事案 610

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年2月17日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年10月20日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男(死亡)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正13年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年2月17日から同年10月20日まで

父は、昭和19年2月17日にA社に入社し、徴兵により同年10月20日に 陸軍に入隊するまで同社に継続して勤務していたと聞いているが、社会保険 庁(当時)の記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年2月17 日と記載されているのみで、資格喪失日の記載が無いので、同社における資 格喪失日を同年10月20日と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長女が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらないが、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人が昭和19年2月17日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、上記の被保険者台帳において、申立人のA社における資格喪失日欄は空欄となっており、社会保険事務所における申立人に係る厚生年金保険記録の管理が十分に行われていなかったものと認められる。

一方、申立人は、兵役に就くため、昭和19年10月19日にA社を退職した と申し立てているところ、申立人の軍歴から、申立人は同年10月20日にB隊 に入営していることが確認できる。 また、申立人を記憶しているA社での同僚は、「申立人は、軍隊に入隊するまでA社に勤務していた。」と回答している上、「私自身は、徴兵により昭和20年6月ごろ軍隊に入隊する際に会社を退職した。」と回答しているところ、当該同僚の同社における被保険者資格喪失日は昭和20年6月10日であることが確認できる。

さらに、申立期間当時は、戦時下の労働統制の下、労務調整令(昭和17年1月10日施行)により、工場労働者の自由な転退職や解雇が禁止又は制限されていた状況を踏まえると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務していたと考えるのが相当である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年2月17日、資格喪失日は同年10月20日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保 険者台帳の記録から、50円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から48年12月までの期間及び50年8月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から48年12月まで

② 昭和50年8月から51年12月まで

申立期間①については、昭和43年3月にA市町村B地区へ転居した翌月に自宅に訪れた地区の婦人会の人から、国民年金の説明を受け加入手続を行い、婦人会の集金人に国民年金保険料を毎月納付していた。

また、申立期間②については、会社勤めから再び専業主婦に戻り、昭和50年8月ごろから、婦人会の集金人に国民年金保険料を毎月納付していた。いずれの期間も国民年金保険料は納付したはずなので、年金記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①については昭和43年4月から、申立期間②については50年8月から、婦人会の集金人に国民年金保険料を毎月納付していた。」と主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳及びA市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、国民年金手帳記号番号\*(昭和49年4月30日にA市町村で払出し)で昭和49年1月9日に任意加入被保険者として初めて国民年金の資格を取得し、同年10月1日に厚生年金保険加入により国民年金の資格を喪失した後、52年1月21日に任意加入被保険者として資格を再取得していることが確認できる。一方、当該手帳記号番号とは別に、申立人には、国民年金手帳記号番号\*がC市町村において旧姓で払い出されているところ、オンライン記録によると、申立人は、この手帳記号番号で38年2月6日に厚生年金保険加入により国民年金の資格を喪失して以降、資格を再取得していないことが確認できる。以上のことから、申立期間①及び②は国民年金の未加入

期間であり、国民年金保険料を納付することはできず、集金人が申立人の保険料を集金していたとは考え難い。

また、国民年金の任意加入被保険者は、さかのぼって加入できないことから、申立人の国民年金の加入手続は、前述の資格取得日(昭和49年1月9日及び52年1月21日)に行われたものと推認できるところ、オンライン記録によると、申立人の夫は、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者期間であることが確認できることから、当該期間は国民年金の任意適用期間に当たり、制度上、加入手続の時点からさかのぼって国民年金に加入し、国民年金保険料を納付することができない期間に該当する。

さらに、申立人が申立期間①及び②の当時住んでいた地区の婦人会関係者の 所在は不明であるため、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたこ とをうかがわせる具体的な供述は得られない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納 付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から61年3月まで

私は、昭和50年7月21日に国民年金に任意加入し、申立期間においても 国民年金の任意加入被保険者として国民年金保険料を納付してきたはずで あるが、申立期間が未加入期間とされている。

その当時は、申立期間前の昭和60年9月21日から同年11月13日までの期間について、厚生年金保険に加入していることは知らなかったので、途中で国民年金の被保険者資格を喪失していないはずである。

以上のとおり、申立期間についても国民年金保険料を納付しているはずなので記録の訂正を希望する。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、国民年金の任意加入被保険者であり、国民年金保険料を納付しているはずであると申し立てている。

しかしながら、A市町村保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和50年7月21日を資格取得日として国民年金に任意加入しているが、厚生年金保険被保険者資格を取得したことから、60年9月21日に国民年金被保険者資格を喪失しており、同資格を再取得したのは61年4月1日であることから、申立期間は国民年金の未加入期間であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人が納付した昭和60年9月の国民年金保険料については、申立人は同年9月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、過誤納保険料とされていること(発生日は、昭和60年11月19日)が確認できることから、社会保険事務所(当時)において、遅くとも同年11月19日までには、申立人に係る同年9月21日付け国民年金の任意加入被保険者資格の喪失届が処理されていたと推認され、申立人が、申立

期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間において再度、国民年金の加入手続を行う必要があったものと考えられるが、代理人である申立人の夫は、「申立期間においては、加入手続は行っていない。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、社会保険事務所において、昭和60年12月13日に前述の過誤納保険料に係る支払通知書が作成されていることが確認できるところ、保険料が還付されるためには申立人が還付請求する必要があったことを踏まえると、申立人は、当時、当該保険料が還付されることについて認識していたものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうか がわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 和歌山厚生年金 事案 607

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 女(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から24年8月1日まで

亡き母は、昭和 24 年 7 月 31 日にA社(現在は、B社)を退職し、同年 11 月\*日に結婚したが、当該事業所に係る脱退手当金が支給済みと記録されている。

母は生前、「実家の父が脱退手当金を受け取った。」と言って怒っていた。 実際には誰が請求したのか分からないが、実家の父が受け取ったと言えば母 が納得すると企んだ親戚の誰かが母にそう告げたのだと思う。

しかし、母は脱退手当金の請求も受給もしていないので、記録の訂正を申し立てる。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の子の、「母は生前、『実家の父が脱退手当金を受け取った。』と言って怒っていた。実際には誰が請求したのか分からないが、親戚の誰かが母にそう告げたのだと思う。」との申立内容から、誰が請求したかは不明であるものの、申立人の脱退手当金が請求されていたことがうかがえる。

また、申立人の子は、「母は、結婚に当たり嫁ぎ先から仕事を辞めるように言われたらしい。」と供述していることから、申立人が、結婚した当時において再就職する意思を有していたとは考え難い上、脱退手当金が支給決定されたのは通算年金制度創設(昭和36年11月)前の時期であり、当時は、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 和歌山厚生年金 事案 608 (事案 461 の再申立て)

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月17日から39年8月12日まで

私は、A社を退職した時、退職金をもらった記憶は無く、脱退手当金も絶対受給していないはずであり、脱退手当金が支給されているのであれば証拠を示してほしい。

申立期間の脱退手当金は受給していないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立期間の脱退手当金は、資格喪失 した約2か月後に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無い上、社会 保険事務所(当時)保管の厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、支給額並 びに裁定年月日及び支給年月日が記載されており、申立人の脱退手当金支給に 係るオンライン記録と一致することから、一連の事務処理に不自然さはうかが えないこと、ii) 申立人とほぼ同時期にA社を退職し、脱退手当金の受給記録 のある同僚数人に照会したところ、全員が脱退手当金を受給した記憶があり、 そのうち二人は、「退職時に事業所が従業員に代わり手続をしてくれた。」と供 述している上、当該事業所の後継事業主に照会したところ、「当時の事業主及 び事務担当者二人は既に亡くなっていて詳細は不明であるが、当時は退職時に、 事務担当者から詳しく脱退手当金の説明を行い本人が納得の上で、事業所が従 業員に代わって手続を行っていた。」と回答していることを踏まえると、申立 人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられること等から、 既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平 成22年3月10日付け年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行わ れている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料等の提出は無く、「申立期間に係る脱退手当金は受給していないはずである。」と主張するのみであり、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対する

あっせんに当たっての基本方針」(平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立期間の脱退手当金は、資格喪失した約2か月後に支給決定されていること、社会保険事務所には申立人の厚生年金保険脱退手当金支給報告書が保管されていること、申立人とほぼ同時期にA社を退職し、脱退手当金の受給記録のある同僚のうち二人は、「退職時に事業所が従業員に代わり手続をしてくれた。」と供述していることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと 認めることはできない。

## 和歌山厚生年金 事案 609

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月ごろから7年5月ごろまで

私は、平成3年ごろから7年5月ごろまでの間、A市町村にあるB社で勤務し、堤防工事等の仕事をしていた。勤務してからしばらくの間は、国民年金に加入していたが、60歳に達した6年\*月からは厚生年金保険に加入したと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

B社の元役員で事業主の妻である事務担当者及び複数の同僚の供述により、 期間は特定できないものの、申立人は、同社において勤務していたことが推認 できる。

しかしながら、上記事務担当者は、「常時勤務していた人と役員は、厚生年金保険に加入し、臨時社員は加入していなかった。申立人は臨時社員であり、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

また、申立人は、60歳に達するまでのB社に勤務していた期間において国 民年金に加入し、国民年金保険料を納付しているほか、同社における申立人の 雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、臨時社員であったと供述している複数の同僚は、「私は、臨時社員 として10年くらい勤務したが、厚生年金保険には加入していなかった。」と供 述している。

加えて、B社が加入していた厚生年金基金に係る記録を保管している企業年金連合会は、「申立人の厚生年金基金の加入記録は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。